

# 岩倉市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成31年2月28日

岩倉市農業委員会

## 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

岩倉市は、愛知県西部に広がる濃尾平野のほぼ中央に位置し、その立地条件を生かして稲作・露地野菜を主体とする農業生産が行われ、名古屋市を中心とする東海地方の農産物供給地としての役割を担ってきた。

昭和39年から始まった土地改良事業により、基盤整備が完了し、大型機械の導入が可能となるとともに、経営の近代化を目指す農家においては、施設園芸が盛んになっている。昭和30年代の高度経済成長政策をきっかけに住宅・都市整備公団岩倉団地の進出をはじめ名古屋市のベッドタウンとして急激な都市化が進んだ。これに伴い、農業構造は大きく変化し、農地面積の減少と他産業への就業機会の増加が農家の兼業化に拍車をかけ、農業者の高齢化によって農業の担い手不足が深刻化している。

また、こうした中、農地の資産的保有傾向が強くなり、安定兼業農家から規模の拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新時や世代交代等を機に急速に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

こうした状況を鑑み、遊休農地の発生防止・解消、農業経営者の新規参入の促進に加え、担い手の育成・確保及び、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業などの推進による農地利用の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を考慮しながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、岩倉市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて2023年を目標とし、農業委員及び推進委員の任期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況等の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1. 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現 状 (2017年3月)	276ha	2.3ha	0.83%
3年後の目標 (2020年3月)	261ha	1.4ha	0.54%
目 標 (2023年3月)	237ha	0ha	0%

注1：「新・農地を活かし、担い手を応援する全国運動」の運動目標に基づき、遊休農地の面積及び割合は、「ゼロ」を目標としている。

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員及び推進委員の担当制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、適宜実施する。

- 利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。
- 利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農地情報公開システム（全国農地ナビ）」に反映し、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る。

##### ② 農地中間管理機構との連携について

- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸付け手続きを行う。

##### ③ 非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

## 2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積(A)	集積面積(B)	集積率(B/A)
現 状 (2017年3月)	276ha	74.5ha	27%
3年後の目標 (2020年3月)	261ha	104.4ha	40%
目 標 (2023年3月)	237ha	118.5ha	50%

注：「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占めるシェアの目標に基づき、担い手への農地利用集積率は50%を目標としている。

### 【参考】担い手の育成・確保

	総農家数 (うち、主業農家数)	担い手			
		認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準 到達者	特定農業団体 その他の集落 営農組織
現 状 (2017年3月)	453戸 (16戸)	6経営体	0経営体	0経営体	0団体
3年後の目標 (2020年3月)	388戸 (17戸)	7経営体	1経営体	0経営体	0団体
目 標 (2023年3月)	354戸 (18戸)	8経営体	2経営体	0経営体	0団体

注1：「担い手の育成・確保」の数値は、農業委員会の区域内の農家数等を確認し、それらを基に「担い手への農地利用集積目標」を定めるための参考値である。

また、上記の参考値は、「人・農地プラン」等の見直しに当たっても活用する。

注2：「総農家数（うち、主業農家数）」は、2015年農林業センサスの数値を記入する。

注3：目標数値は、市担当部局と調整の上、記入する。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員会として、人と農地の問題解決のため、「地域における農業者等による協議の場」を通じて、認定農業者等を地域の中心となる経営体と位置付け、それぞれの農業者の意思と地域の資源に照らした実現可能性のある「人・農地プラン」の作成と見直しに主体的に取り組む。

## ② 利用権設定等促進事業について

- 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定による農地の貸借を促進し、担い手への農地利用の集積を図る。

## ③ 農地中間管理事業について

- 農家の意向を踏まえて農地中間管理事業の活用を検討する。

## ④ 農地の所有者等を確知することができない農地の取扱い

- 農地の所有者等を確知することができない農地については、公示手続を経て県知事の裁定で利用権設定ができる制度を活用し、農地の有効利用に努める。

## 3. 新規参入の促進について

### (1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人） （新規参入者取得面積）	新規参入者数（法人） （新規参入者取得面積）
現 状 （2017年3月）	0人 （0ha）	0法人 （0ha）
3年後の目標 （2020年3月）	3人 （0.6ha）	0法人 （0ha）
目 標 （2023年3月）	6人 （1.2ha）	0法人 （0ha）

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内で必要な経営体数を試算する。

### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

#### ① 関係機関との連携について

- 県・農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

#### ② 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む。）の定着を図るため、参入後のフォローアップに努める。

#### ③ 市民農園制度及び農業体験塾制度の活用について

- 市民農園及び農業体験塾の利用者から新たな担い手の発掘に努める。

#### ④ 農地の受け手及び出し手の情報について

- 農業委員、推進委員及び農業委員会事務局は地域ごとの農地の受け手及び出し手についての情報提供及び共有を積極的に行う。